

その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に關し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは「第一百六条の四第一項」と、同項第二号中「若しくは第六十六条の十八第一項」とあるのは「第六十六条の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項」と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、「若しくは第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十五条の十第一項」と読み替えるものとする。

第一百六条の五 第八十七条の一の二の規定は、第一百六条の三第一項及び第四項ただし書の認可について準

用する。

第一百六条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社証券取引所の主要株主（第一百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この日において同じ。）に対し当該株式会社証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査（当該株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第一百六条の七 内閣総理大臣は、株式会社証券取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとときは、当該主要株主に対し第一百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

前項の規定により第一百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社について準用する。

第一百六条の八 株式会社証券取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第一百六条の三第一項及び第四項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 証券取引所持株会社になつたとき。

前項（第三号を除く。）の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百六条の九 第百二十三条第五項の規定は、第一百六条の三、第一百六条の四第一項、第一百六条の七第二項及び

第四項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

### 第三回 証券取引所持株会社

第一百六条の十 株式会社証券取引所を子会社（第一百三一条第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他内の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

前項に規定する場合に、株式会社証券取引所を子会社とする」ととなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社証券取引所を子会社とする会社である」とについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第一百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条

第三項中「前項」とあるのは「第一百六条の十第一項」と、同条第五項中「株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

第一百六条の十一 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

## 一 商号

## 二 資本の額

## 三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

## 四 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

第一百六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者が専ら株式会社証券取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。
- 二 認可申請者及びその子会社となる株式会社証券取引所の収支の見込みが良好であること。
- 三 認可申請者がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社証券取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。
- 四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

  - 一 認可申請者が株式会社でないとき。
  - 二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
  - 三 認可申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定によ

り免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二第二項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項若しくは第一百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員のうちに第八十三条第二項第三号イからくまでのいづれかに該当する者があるときは。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第一百六条の十三、第八十七条の二の二の規定は、第一百六条の十第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第一百六条の十四 何人も、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、こ

の限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有する」ととなるときには、適用しない。ただし、当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

前項本文に規定する場合に、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この項において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百六条の十五 証券取引所持株会社の株主は、当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣

府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一百六条の十六 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができることとする。

第一百六条の十七 証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他内閣府令で定める場合において、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

前項に規定する場合に、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者となつた日から二月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第一百六条の三第二項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第一百六条の十七第一項」と読み替えるものとする。

第一百六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者がその対象議決権行使することにより、証券取引所持株会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
- 二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。
- 三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第一項の規定は、前条第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第一項中「前項」とあるのは「第一百六条の十八第一項」と、同項第一号中「若しくは第六十六条の十八第一項」とあるのは「第六十六条の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項」と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、「若しくは第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十五条の十第一項」と読み替えるものとする。

第一百六条の十九 第八十七条の一の二の規定は、第一百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第一百六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社の主要株主（第一百六条の十七第一項又は第二項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この項において同じ。）に対し当該証券取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社証券取引所の業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主

要株主の書類その他の物件の検査（当該証券取引所持株会社又はその子会社である株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができること。

第一百六条の二十一 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を主の行為が当該証券取引所持株会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第一百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

前項の規定により第一百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会及び証券取引所について準用する。

第一百六条の二十二 証券取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第一百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。  
二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

第一百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第一百六条の二十三 証券取引所持株会社は、子会社である株式会社証券取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を當むことができない。

証券取引所持株会社は、その業務を當むに当たつては、子会社である株式会社証券取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

第一百六条の二十四 証券取引所持株会社は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を當む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関する業務を當む会社を子会社とすることができます。

第一百六条の二十五 第八十七条の二の三の規定は、前条ただし書の認可について準用する。

第一百六条の二十六 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社がその認可を受けた当時第一百六条の十二第一項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第一百六条の二十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社若しくはその子会社に対し当該証券取引所持株会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所持株会社若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該証券取引所持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第一百六条の二十八 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社が法令に違反したとき、又は証券取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該証券取引所持株会社に対し第一百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁

の処分に違反したときは、当該証券取引所持株会社に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

第一項の規定により第一百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された証券取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなりた日を第一百六条の三第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一百六条の二十九 証券取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第一百六条の十第一項及び第二項ただし書の認可は、効力を失う。

一 株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

## 二 解散したとき。

三 設立、合併（当該合併により設立される会社が証券取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が証券取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社証券取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

第一百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第一百六条の三十 第百三十三条第五項の規定は、第一百六条の十四、第一百六条の十五、第一百六条の十七第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第一百六条の三第五項、第一百六条の十八第一項、第一百六条の一十一第二項及び第四項、第一百六条の二十二第一項並びに第一百六条の二十八第四項の規定を適用する場合について準用する。

第一百六条の三十一 第百六条の二十三第二項並びに第一百六条の二十八第一項及び第五項の規定は、株式会社証券取引所を子会社とする証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社並びに証券取引所持株会社を子会社とする証券業協会及び証券取引所について準用する。

第一百七条の二第一項第一号中「外国証券会社」の下に「並びに政令で定める許可外国証券業者」を加える。

第一百七条の三第一項第一号中「及び政令で定める外国証券会社」を「政令で定める外国証券会社及び政令で定める許可外国証券業者」に改める。

第一百十条第二項中「当該証券取引所が」を「次に掲げる者が」に改め、「（当該証券取引所の子会社（第五十九条第二項に規定する子会社をいう。）が発行者である有価証券を含む。第一百十二条において同じ。）」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 当該証券取引所
- 二 当該証券取引所を子会社（第一百三條第四項に規定する子会社をいう。）とする証券取引所持株会社
- 三 当該証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社証券取引所、株式会社金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社
- 四 当該証券取引所の主要株主（第一百六条の二第一項若しくは第四項ただし書の認可又は第一百六条の十
- 七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者をいう。）

五 当該証券取引所の子会社（第八十七条の二の二第一項に規定する子会社をいう。）

第一百十二条第二項中「当該証券取引所が発行者である」を「第一百十条第一項の」に改める。

第一百二十九条第一項中「受けた会員等」の下に「（許可外国証券業者を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第一百四十二条第一項第一号中「第二十八条の四第九号イからくまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

「第六節 監督」を削る。

第一百四十七条の次に次の節名を付する。

#### 第六節 監督

第一百四十八条から第一百五十三条までを次のように改める。

第一百四十八条 内閣総理大臣は、証券取引所がその免許を受けた当時第八十三条第二項各号のいづれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

第一百四十九条 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大

臣の認可を受けなければならない。

証券取引所は、第八十二条第一項第一号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第一百五十六条の十九の承認を受けて行う有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第一百五十条 内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引所に対し、当該役員の解任を命ぜることができる。

第一百五十二条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所、その子会社（第八十七条の一の二第二項に規定する子会社をいう。）又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該証券取引

所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができぬ。

第一百五十二条 内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいづれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを命つたとき。 第八十一条第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又